

機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針（案）

第一章 総則

第1 目的

第2 適用範囲

第3 用語の定義

第4 基本的考え方

第5 関係者の役割

第二章 機械式駐車設備の適切な維持管理のために管理者がなすべき事項

第1 定期的な保守・点検

第2 不具合発生時の対応

第3 事故・災害発生時の対応

第4 機械式駐車設備の安全な利用を促すための措置

第5 文書等の保存・引き継ぎ等

第三章 保守点検事業者の選定に当たって留意すべき事項

第1 保守点検事業者の選定の考え方

第2 保守点検事業者に対する情報提供

第3 保守点検事業者の知識・技術力の評価

第四章 保守点検契約に盛り込むべき事項

別表1 「機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針に使用する用語の定義」

別表2 「保守点検事業者の選定に当たって留意すべき事項のチェックリスト」

別表3 「保守点検契約に盛り込むべき事項のチェックリスト」

第一章 総則

第1 目的

この指針は、路外駐車場の管理者が機械式駐車設備を、駐車場法施行令に定める技術的基準に適合するように維持するため、駐車場法（昭和32年法律106号）第15条第2項の規定の趣旨に鑑み、機械式駐車設備の適切な維持管理に関して必要な事項を定め、もって機械式駐車設備の安全性の確保に資することを目的とする。

第2 適用範囲

この指針は、自動車などを駐車又は搬送するための搬器をもち、利用者が自ら自動車などを入出庫する、機械式駐車設備の安全性確保を図るための適切な維持管理に関して必要な事項を定めたもので、路外駐車場の管理者が管理する機械式駐車設備に適用する。

なお、路外駐車場以外の駐車場の管理者が管理する機械式駐車設備についても、この指針への準拠を推奨する。

第3 用語の定義

この指針において用いる主な用語及び定義は、別表1「『機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針』に使用する主な用語の定義」、またはJIS B 9991:2017「機械式駐車設備の安全要求事項」による。

なお、管理者と所有者が異なる場合において、本指針に「管理者」とあるのは、第一章第5第1項四号、第一章第5第2項、第一章第5第4項、第二章第1第2項、第二章第2第1項、第二章第2第3項、第二章第3第2項、第二章第5第1項から第3項については、その役割に応じ「所有者」と読み替えるものとする。

第4 基本的考え方

機械式駐車設備を駐車場法施行令に定める技術的基準に適合するように維持するためには、管理者、設置者、保守点検事業者及び製造者がそれぞれ第一章第5に規定する役割を認識した上で、契約において責任の所在を明確にするとともに、管理者がこの指針に示す内容に留意しつつ機械式駐車設備の適切な維持管理を行うことを旨とする。

第5 関係者の役割

1 管理者は、次の各号に掲げる責任を有するものとする。

- 一 機械式駐車設備の状態を常に把握し、製造者、保守点検事業者による保守・点検に関する情報を踏まえ、機械式駐車設備を駐車場法施行令に定める技術的基準に適合するよう維持すること。
- 二 自ら適切に保守・点検を行う場合を除き、必要な知識・技術力等を有する保守点検事業者を選定し、「保守・点検に関する契約」（以下「保守点検契約」という。）を締結後、保守・点検を適切に実施させること。
- 三 保守点検事業者が機械式駐車設備の保守・点検、修理等の業務を行わせるに当たっては、保守点検事業者が必要とする作業時間及び機械式駐車設備の停止時間を確保するとともに、保守点検事業者が安全に業務を遂行できる措置を講じること。
- 四 機器の劣化、保守点検事業者からの報告等により機械式駐車設備の安全な運用に支障の生じるおそれがあることを把握した場合その他機械式駐車設備の安全な運用を確保するために必要である場合は、速やかに自ら保守その他の措置を講じ、又は保守点検事業者若しくは製造者若しくは設置者に対して当該措置を講じさせ、機械式駐車設備の安全性の確保を図ること。
- 五 標識の掲示、アナウンス等により、機械式駐車設備の利用者等に対して安全な利用を促すこと。

- 2 設置者は次に掲げる責任を有することを、設置者及び管理者により機械式駐車設備の引き渡しに関する文書等において明確にするものとする。ただし、引き渡しに関する文書等における責任の有無にかかわらず、設置者は次の各号に掲げる責任を果たすよう努めなければならない。
 - 一 管理者が機械式駐車設備の利用者等に対して安全な利用に関する十分な説明や注意喚起が行えるよう、製造者が提出している操作に関する説明書及び利用上の注意事項、設置段階でやむを得ず残留する危険性、適正な使用方法等に関する文書等を管理者に提出すること。
 - 二 適切な維持管理を行うことができるよう、管理者からの維持管理に関する問い合わせ等に対応する体制を整備すること。
 - 三 設置した機械式駐車設備において、設置者の責めに帰すべき事由に基づく不具合等により、安全な運用に支障の生じるおそれが判明した場合には、速やかに当該機械式駐車設備の管理者に対してその旨を伝え、必要な措置を講じるとともに、講じた措置の内容を文書等により報告すること。
- 3 保守点検事業者は次の各号に掲げる責任を有することを、保守点検事業者及び管理者により保守点検契約において明確にするものとする。ただし、保守点検契約における責任の有無にかかわらず、保守点検事業者は次の各号に掲げる責任を果たすよう努めなければならない。
 - 一 保守点検契約に基づき、適切に保守・点検の業務を行うとともに、管理者に対して保守・点検の結果（不具合情報を含む）を文書等により報告すること。
 - 二 点検の結果、保守点検契約の範囲を超える修理又は機能更新が必要と判断した場合は、その判断理由を文書等により管理者に対して十分に説明を行うこと。
 - 三 保守・点検の結果、安全な運用に支障が生じるおそれがあると判断した場合又は不適切に利用されている状況を確認した場合は、速やかに管理者へその旨を伝えること。
 - 四 管理者が機械式駐車設備の維持管理に関する助言を求めた場合その他必要に応じて、管理者に対して適切な提案又は助言を行うこと。
 - 五 保守・点検を実施している機械式駐車設備の不具合情報を収集・検討し、保守・点検が原因となるものがないか、その検討をすること。
 - 六 保守・点検をした機械式駐車設備において、保守点検事業者の責めに帰すべき事由に基づく不具合等により、安全な運用に支障の生じるおそれが判明した場合には、速やかに当該機械式駐車設備の管理者に対してその旨を伝え、必要な措置を講じるとともに、講じた措置の内容を文書等により報告すること。
- 4 製造者は次の各号に掲げる責任を有することを、製造者及び管理者により機械式駐車設備の売買契約等において明確にするものとする。ただし、売買契約等における責任の有無

に関わらず、製造者は次の各号に掲げる責任を果たすよう努めなければならない。

- 一 製造した機械式駐車設備の部品等を、当該機械式駐車設備の設置時から起算した耐用年数を勘案して適切な期間供給すること。当該部品等がない場合は、代替品の検討を行い、当該代替品を供給すること。
- 二 適切な維持管理を行うことができるよう、管理者からの維持管理に関する問い合わせ等に対応する体制を整備すること。
- 三 製造した機械式駐車設備の不具合情報を収集・検討し、安全な運用に支障を生じさせる原因となるものがないか、その検討をすること。
- 四 製造した機械式駐車設備において、製造者の責めに帰すべき事由に基づく不具合等により、安全な運用に支障の生じるおそれが判明した場合には、速やかに当該機械式駐車設備の管理者に対してその旨を伝え、必要な措置を講じるとともに、講じた措置の内容を文書等により報告すること。

第二章 機械式駐車設備の適切な維持管理のために管理者がなすべき事項

第1 定期的な保守・点検

- 1 管理者は、自ら適切に保守・点検を行う場合を除き、保守点検契約に基づき、機械式駐車設備の使用頻度等に応じて、定期的に、保守・点検を保守点検事業者に行わせるものとする。
- 2 管理者は、保守点検事業者に保守・点検を委託する場合は、保守点検事業者が機械式駐車設備の保守・点検を適切に行うことができるよう、製造者が作成した保守・点検に関する文書等及び機械式駐車設備に係る建築確認・検査の関係図書及び第一章第5第2項第一号、第一章第5第2項第三号、第一章第5第3項六号、第一章第5第4項第四号に規定する文書等及び第二章第1第3項、第二章第2第2項、第二章第3第4項に規定する過去の作業報告書等その他保守点検事業者が適切に保守・点検を行うために必要な文書等を、保守点検事業者に閲覧させ、又は貸与するものとする。
- 3 管理者は、保守点検事業者に保守・点検に関する作業報告書を提出させるものとする。
なお、管理者が自ら保守・点検を行う場合は、管理者が保守・点検に関する作業記録を作成するものとする。

第2 不具合発生時の対応

- 1 管理者は、機械式駐車設備に不具合が発生したと判断した場合は、速やかに当該機械式駐車設備の使用を中止し、自ら保守・点検を行っている場合を除き、保守点検事業者又は製造者に対して必要な措置を講じさせるものとする。

2 管理者は、保守点検事業者又は製造者に不具合に関する作業報告書を提出させるものとする。

なお、管理者が自ら保守・点検を行う場合は、管理者が不具合に関する作業記録を作成するものとする。

3 管理者は、不具合情報を公益性の観点から製造者や設置者等に提供するなど有効活用することに協力するよう努めるものとする。

第3 事故・災害発生時の対応

1 管理者は、人身事故が発生した場合は、応急手当その他必要な措置を速やかに講じるとともに、消防、警察、都道府県（市の区域内にあっては市）の駐車場担当部局へ連絡するものとする。

2 管理者は、警察、消防、都道府県等の公的機関又は保守点検事業者等が行う現場調査及び当該事故・災害に関する内部情報の開示に協力するとともに、現場調査の結果を公益性の観点から製造者や設置者等に提供するなど有効活用することに協力するものとする。

3 管理者は、事故・災害が原因で機械式駐車設備の安全な運用に影響を及ぼす不具合が発生した場合は、点検及び必要な修理によりその安全性が確認されるまで当該機械式駐車設備の使用を中止するものとする。

4 管理者は、保守点検事業者に事故・災害に関する作業報告書を作成させるものとする。
なお、管理者が自ら保守・点検を行う場合は、管理者が事故・災害に関する作業記録を作成するものとする。

第4 機械式駐車設備の安全な利用を促すための措置

1 管理者は、標識の掲示、アナウンス等によって機械式駐車設備の利用者に対してその安全な利用を促す措置を講じるものとする。

2 管理者は、機械式駐車設備の安全性が確保されていないと判断した場合は、速やかにその使用を中止し、保守点検事業者にその旨連絡するものとする。その場合にあつては、保守点検事業者は必要な措置を講じるものとする。管理者が自ら保守・点検を行う場合は、管理者が必要な措置を講じるものとする。

第5 文書等の保存・引き継ぎ等

- 1 管理者は、製造者が作成した保守・点検に関する文書等及び機械式駐車設備に係る建築確認・検査の関係図書及び第一章第5第2項第一号、第一章第5第2項第三号、第一章第5第3項六号、第一章第5第4項第四号に規定する文書等及び第二章第1第3項、第二章第2第2項、第二章第3第4項に規定する過去の作業報告書等その他保守点検事業者が適切に保守・点検を行うために必要な文書等を当該機械式駐車設備の廃止まで保管するものとする。
- 2 管理者は、管理者が変更となる場合にあつては、前項の文書等を保守点検事業者に閲覧させ、又は貸与することができるようにし、次の管理者に引き継ぐものとする。
- 3 管理者は、建築物の維持管理に関する計画等において、機械式駐車設備に関する事項を盛り込むとともに、その使用頻度、劣化の状況等を踏まえ、適時適切な見直しを行うものとする。この場合において、管理者は、必要に応じて保守点検事業者又は製造者又は設置者の助言及びその他の協力を求めるものとする。

第三章 保守点検事業者の選定に当たって留意すべき事項

第1 保守点検事業者の選定の考え方

- 1 管理者が機械式駐車設備の設置後も駐車場法施行令に定める技術的基準に適合するように維持するためには、機械式駐車設備に関する豊富な知識及び実務経験に裏打ちされた技術力を有する者による適切な保守・点検が不可欠である。そのため、管理者は、保守点検事業者の選定に当たって、価格のみによって決定するのではなく、必要とする情報の提供を保守点検事業者に求め、専門技術者の能力と保有人員、同型又は類似の機械式駐車設備の保守・点検業務の実績、緊急時の対応能力その他の業務遂行能力等を総合的に評価するものとする。

第2 保守点検事業者に対する情報提供

- 1 管理者は、保守点検事業者の選定に当たっては、あらかじめ、保守点検事業者に対して委託しようとする業務の内容を明確に提示するとともに、保守点検事業者の求めに応じて第二章第5第1項に規定する文書等を閲覧させるものとする。
- 2 管理者は、保守点検事業者の選定に当たっては、可能な限り、保守点検事業者に対して保守・点検業務を委託しようとする機械式駐車設備を目視により確認する機会を提供するものとする。

第3 保守点検事業者の知識・技術力等の評価

- 1 管理者は、保守点検事業者の機械式駐車設備に関する知識・技術力等を評価する際には、別表2に示す「保守点検事業者の選定に当たって留意すべき事項のチェックリスト」を参考としつつ、必要に応じて、保守点検事業者に関係資料の提出を求め、又は保守点検事業者に対するヒアリング等の実施に努めるものとする。

第四章 保守点検契約に盛り込むべき事項

- 1 管理者は、保守点検事業者と保守点検契約を締結する際には、契約金額等の契約に関する一般的な事項に加えて、別表3に示す「保守点検契約に盛り込むべき事項のチェックリスト」を参考としつつ、機械式駐車設備の適切な維持管理の確保に努めるものとする。

別表 1

【「機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針」に使用する主な用語の定義】

「機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針」において用いる主な用語の定義は下表に定めるところによる。

NO	用語	内容
1	設置者	・ 機械式駐車設備の仕様を決定し設置した建築主等をいう。
2	所有者	・ 機械式駐車設備の所有者をいう。
3	管理者	・ 一義的には機械式駐車設備の所有者をいう。 ・ 又は、所有者から、保守点検事業者と機械式駐車設備の保守点検契約の締結とそれに伴う運営を委託された者をいう。
4	製造者	・ 機械式駐車設備の製造を業として行う者をいう。 ・ ただし、製造者が製造、供給又は指定した部品を、保守点検事業者がそれ以外の部品に交換した場合においては、当該保守点検事業者が製造者となる。
5	保守点検事業者	・ 管理者からの委託により保守・点検を業として行う者をいう。
6	点検	・ 機械式駐車設備の機能、損傷、変形、摩耗、腐食、発生音等に関する不具合の有無を調査し、保守その他の措置が必要かどうかの判断を行うことをいう。
7	保守	・ 機械式駐車設備の点検に伴う必要な清掃、注油、調整、部品交換、消耗品の補充・交換を行うことをいう。
8	保全計画	・ 保守点検事業者が設置環境・使用頻度・経年劣化を考慮して立案する機能維持を図るための長期的な計画をいう。
9	周期	・ 点検を実施する間隔をいう。

別表 2

【保守点検事業者の選定に当たって留意すべき事項のチェックリスト】

- 該当する全てのチェック欄にチェックを行い、保守点検事業者の選定に対する参考資料として活用してください。
- 「確認内容」の記載については、選定対象となる保守点検事業者に依頼してください。
- 記載された「確認内容」をもとに比較し、適宜「管理者のチェック欄」をご活用ください。なお、全てのチェック欄がチェックされることが望ましいと考えられます。

【駐車場物件名】 _____

【駐車装置の型式】 _____

- エレベータ方式 垂直循環方式 水平循環方式 多層循環方式
平面往復方式 バース付
地上二段式 ピット二段（三段）昇降式 昇降縦行（昇降横行）式

対象	確認内容		管理者の チェック欄	
会社概要	経営状態	経営状況を客観的に確認できる資料が示されているか。 <input type="checkbox"/> 判断できる資料等の添付	<input type="checkbox"/>	
	安全衛生	保守点検作業を安全に実施するための、安全組織・作業基準・安全指示票等が確認できる資料が示されているか。 <input type="checkbox"/> 判断できる資料等の添付	<input type="checkbox"/>	
	協力会社の教育	協力会社への教育内容が示されているか。 <input type="checkbox"/> 判断できる資料等の添付	<input type="checkbox"/>	
	品質関係	【ISO9001 認証取得】（適用：保守点検） <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	
	【ISO9001 認証】を取得している保守点検事業者は以下の内容は免除する。			
	品質保証	1. 品質保証体制が確認できる資料が示されているか。 <input type="checkbox"/> 判断できる資料等の添付 ※品質保証体制・品質管理方法・クレーム処理体制・購買管理方式・社内教育制度・PDCA能力等		<input type="checkbox"/>
		2. 協力会社を採用する際の評価が確認できる資料が示されているか。 <input type="checkbox"/> 判断できる資料等の添付		<input type="checkbox"/>
3. 測定・計測機器の維持管理方法が確認できる資料が示されているか。 <input type="checkbox"/> 判断できる資料等の添付		<input type="checkbox"/>		

対象	確認内容	管理者の チェック欄
保守点検事業概要	1. 保守点検事業概要 保守点検事業の業務内容について示されているか。 <input type="checkbox"/> 判断できる資料等の添付 ※業務継続年数、事業展開、協力会社への委託状態等	<input type="checkbox"/>
	2. 保守点検従事有資格別の人数 公的資格・社内資格を問わず、資格取得者数とその資格名が示されているか。 <input type="checkbox"/> 判断できる資料等の添付 ※有資格者が協力会社に在籍する場合には、協力会社の資格取得者数とその資格名を示してもよい。	<input type="checkbox"/>
	3. 協力会社に保守点検を委託する可能性はあるか。 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 依頼した場合の管理指導について示されているか。 <input type="checkbox"/> 判断できる資料等の添付	<input type="checkbox"/>
	4. 契約方式が示されているか。 <input type="checkbox"/> P O G <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>

対象	確認内容	管理者の チェック欄
保守点検拠点等の概要	1. 実績概要 同型又は類似の機械式駐車設備の保守・点検を行ったことがあるか。 <input type="checkbox"/> 判断できる資料等の添付	<input type="checkbox"/>
	2. 「点検周期の目安」を踏まえた点検周期となっているか。 <input type="checkbox"/> なっている <input type="checkbox"/> なっていない（理由等：)	<input type="checkbox"/>
	3. 「機械式駐車設備標準保守点検項目」を踏まえた点検項目となっているか。 <input type="checkbox"/> なっている <input type="checkbox"/> なっていない（理由等：)	<input type="checkbox"/>
	4. 機械式駐車設備の特殊性・特別仕様等に対応する点検項目の有無とその理由が示されているか。 <input type="checkbox"/> 示されている <input type="checkbox"/> 示されていない（理由等：) ※特殊性・特別仕様等：設置条件、地域性、運用条件、特殊仕様等	<input type="checkbox"/>
	5. 作業報告書の提出時期が示されているか。 <input type="checkbox"/> 点検後 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/>
	6. 保守点検契約をしようとする機械式駐車設備の部品の在庫が十分に確保され、又は調達先が確保されているか。 <input type="checkbox"/> 部品の十分なストックがある <input type="checkbox"/> 部品がなくても、調達先から安定確保できる状況にある	<input type="checkbox"/>
	7. 点検要領、保全計画を有しているか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない（理由等：)	<input type="checkbox"/>

別表 3

【保守点検契約に盛り込むべき事項のチェックリスト】

○全てのチェック欄がチェックされていることをご確認ください。

項目	確認事項	チェック欄
1. 業務の内容及び契約期間に関する事項		
業務の内容	契約方式（POG、その他、無）が明示されているか。	<input type="checkbox"/>
	契約対象物件の概要が明示されているか。	<input type="checkbox"/>
	「機械式駐車設備標準保守点検項目」及び「点検周期の目安」を踏まえた保守点検項目と点検周期が示されているか。	<input type="checkbox"/>
	機械式駐車設備の特殊性・特別仕様等に対応する必要がある場合、当該特殊性・特別仕様等に対応した点検項目が示されているか。	<input type="checkbox"/>
	保守点検契約の範囲が明示されているか。	<input type="checkbox"/>
	保守点検契約の作業と修理、部品の取替え、供給部品の範囲が明示されているか。	<input type="checkbox"/>
	故障発生時（稼働支障時）の緊急時の対応が明示されているか。	<input type="checkbox"/>
	保守・点検に必要な技術者の派遣が明示されているか。	<input type="checkbox"/>
	保守・点検の作業時間帯が明示されているか。	<input type="checkbox"/>
	保守・点検及び修理中の駐車場の取り扱いが明示されているか。	<input type="checkbox"/>
契 約	保守点検契約期間が明示されているか。	<input type="checkbox"/>
	保守点検契約の更新方法について明示されているか。	<input type="checkbox"/>
	保守点検契約を解約・解除する場合の方法が明示されているか。	<input type="checkbox"/>
2. 契約当事者の責任範囲に関する事項		
通常保守	通常保守・点検における免責事項や賠償の義務が明示されているか。	<input type="checkbox"/>
災害時	災害時における対応責任範囲が明示されているか。	<input type="checkbox"/>
情報開示	提出書類・情報開示の責任範囲が明示されているか。	<input type="checkbox"/>
3. 保守点検における再委託の制限及び責任に関する事項		
再委託	管理者の承諾なしに第三者へ保守点検を委託しないことが明示されているか。	<input type="checkbox"/>
再委託の責任	保守点検事業者が協力会社に保守点検を委託する場合の、保守点検事業者が負うべき責任が明示されているか。	<input type="checkbox"/>
4. 保守点検事業者による作業報告書等に関する事項		
提出時期	作業報告書等の提出時期が明示されているか。	<input type="checkbox"/>

報告書提出	保守・点検、不具合対応等や処置の結果についての報告書等を提出することが明示されているか。	<input type="checkbox"/>
5. 技術的助言の提供に関する事項		
	管理者が機械式駐車設備の維持管理及び建築物の維持管理に関する計画について助言を求めた際、保守点検事業者の立場から適切な助言又は提案を行う事が明示されているか。	<input type="checkbox"/>
6. 契約終了時の文書の返還に関する事項		
	契約終了時に、管理者が貸与した文書等の貸与品に対する返還事項（借用書）が記載されているか。	<input type="checkbox"/>

機械式駐車設備標準保守点検項目（案）

本標準保守点検項目に記載の内容は一例であり、必要な点検項目は、対象とする機械式駐車設備の機械的特性、設置環境、特殊性、特別仕様等を考慮して定めること。

機械式駐車装置の類型						
1：地上二段式	2：ビット二段（三段）昇降式	3：昇降縦行（昇降横行）式				
4：エレベータ方式	5：平面往復方式・水平循環方式・多層循環方式	6：垂直循環方式				7：類型4、5の方式などのバース式

1. 安全装置関係

点検項目	点検内容	機械式駐車装置の類型						
		1	2	3	4	5	6	7
1 安全装置								
a 起動及び 起動制御	① 全ての安全装置の取付け状態の良否、損傷の有無を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	② 無人確認入力器が適正に機能を維持しているか確認する。	○	○	○	○	○	○	○
	③ 反射鏡、カメラ、監視モニタの機能が適正に維持しているか確認する。	○	○	○	○	○	○	○
	④ 起動許可装置（安全確認ボタン）が適正に機能を維持しているか確認する。	○	○	○	○	○	○	○
	⑤ 操作認証が適正に機能を維持しているか確認する。	○	○	○	○	○	○	○
	⑥ 出入口扉・区画扉・非常用扉・通路扉・作業用扉などの開時の作動防止機能が維持しているか確認する。	○	○	○	○	○	○	○
b 非常停止	① 設置してある全ての非常停止機器の機能が維持しているか確認する。	○	○	○	○	○	○	○
c 検知装置及びイ ンタロック	乗降領域を区画する検知装置の作動の良否と検知装置を作動させインタロックの機能を点検する。 ① ・乗降領域と駐車・搬送装置とを区画する検知装置 ・縦列式の区画扉に代えて設けた検知装置 ・バース式の出入口扉に代えて設けた検知装置	○	○	○	○	○	○	○
	② 侵入検知装置の作動の良否と検知装置を作動させインタロックの機能を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	③ 扉閉保護装置の作動の良否と検知装置を作動させインタロックの機能を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	④ 扉乗越え検知装置の作動の良否と検知装置を作動させインタロックの機能を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	⑤ 扉閉検知装置の作動の良否と検知装置を作動させインタロックの機能を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	⑥ 装置を使用中に隣接装置の扉の開操作による、作動防止インタロック機能を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	⑦ 縦列式における奥側装置と区画扉のインタロック機能を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	⑧ 可動床装置の検知装置の作動の良否と検知装置を作動させインタロックの機能を点検する。	○	○	○	○	○	○	○

点検項目	点検内容	機械式駐車装置の類型						
		1	2	3	4	5	6	7
c 検知装置及びインタロック	⑨ 装置の使用中に、隣接機の同時作動防止装置の良否と隣接機を操作してインタロック機能を点検する。	○	○	○				
	⑩ 乗降領域の人存在検知装置（人感センサ）の作動の良否と検知装置を作動させインタロックの機能を点検する。				○	○	○	○
	⑪ その他の検知装置の作動の良否と検知装置を作動させインタロックの機能を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
d 自動車の停止位置規制	① 自動車の停車位置規制装置（車長検知装置及び車幅検知装置）の作動の良否と検知装置を作動させインタロックの機能を点検する。		○	○	○	○	○	○
	② 制限装置（車高・すみ切り）の作動の良否と検知装置を作動させインタロックの機能を点検する。		○	○	○	○	○	○
e 機械式駐車装置及び自動車の保護装置	① 衝突保護装置の作動の良否と検知装置を作動させインタロックの機能を点検する。		○	○	○	○	○	○
	② 行過ぎ制限装置の作動の良否と検知装置を作動させインタロックの機能を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	③ 地震時自動停止装置の作動の良否と検知装置を作動させインタロックの機能を点検する。				○		○	
f 視覚シグナル及び聴覚シグナル	① 入庫許可表示装置の機能の良否を点検する。				○	○	○	○
	② 入庫案内表示装置の機能の良否を点検する。				○	○	○	○
	③ 作動警報装置の機能の良否を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	④ 昇降台移動警報装置の機能の良否を点検する。				○	○		
	⑤ カウンタウェイト移動警報装置の機能の良否を点検する。				○	○		
g 検知装置、及び検知装置のインタロック	① 駐車・搬送領域の停止・起動などを制御する全ての検知装置の作動の良否と検知装置を作動させインタロックの機能を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
h 降下制限装置	① 降下制限装置の作動の良否を点検する。	○	○	○	○	○		○

2. 乗降領域関係

点検項目	点検内容	機械式駐車装置の類型						
		1	2	3	4	5	6	7
1 乗降領域								
	① 乗降領域床面の亀裂、損傷、変形、錆の有無について点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	② 搬器降下制限装置の作動の良否を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	③ 搬器と搬器降下制限装置との隙間の適否を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	④ 乗降領域内照明の状態を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	⑤ 乗降領域内マーキングの視認性を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	⑥ 乗降領域内の段差や隙間が設置時と比較し大きくなっていないか点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	⑦ 非常用扉の開閉作動状態の良否、変形、損傷の有無を点検する。				○	○	○	○

点検項目	点検内容	機械式駐車装置の類型						
		1	2	3	4	5	6	7
2 制限事項及び注意 銘板	① 破損の有無を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	② 視認性が損なわれていないことを点検する。	○	○	○	○	○	○	○
3 囲い	① 囲い（機械式駐車装置と外部とを区画する外囲い、乗降領域と他の領域とを区画する固定の囲い）の変形、外れ、損傷、錆の有無を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	② 囲い（機械式駐車装置と外部とを区画する外囲い）と草木などの接近状態を点検する。	○	○	○	○	○	○	○

3. 制御・操作盤関係

点検項目	点検内容	機械式駐車装置の類型						
		1	2	3	4	5	6	7
1 制御盤								
a 受電盤、制御盤	① 取付け状態の良否、損傷の有無を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	② 押しボタン、スイッチの作動の良否を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	③ 配線及び端子部の状態を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	④ 盤内機器の取付け状態を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	⑤ 電磁接触器・電磁開閉器を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	⑥ PLC(シーケンサ)の機能を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	⑦ インバータの機能を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	⑧ 遮断器の機能を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	⑨ 冷却ファンの作動を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
b 操作盤	① 取付け状態の良否、損傷の有無を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	② 押しボタン、スイッチの作動の良否を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	③ 配線及び端子部の状態を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	④ 操作盤の扉の取付け状態を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	⑤ 盤内機器の取付け状態を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
c 配線及び配管	① 取付け状態の良否を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
d 各回路の絶縁	① 次に示す回路の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・電動機主回路 ・制御回路 ・信号回路 ・照明回路	○	○	○	○	○	○	○

4. 駆動装置関係

点検項目	点検内容	機械式駐車装置の類型						
		1	2	3	4	5	6	7
1 電動装置								
a 電動機	① 固定ボルトの緩みの有無を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	② 減速機との継手装置接続状態の良否を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	③ 軸受部の給油の状態を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	④ 加速・減速の良否及び異常振動の有無を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	⑤ 異常音、異常振動及び異常温度の有無を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	⑥ カーボンブラシの荒れ・磨耗の有無を点検する						○	
	⑦ エンコーダの回転異常の有無を点検する。				○			○
	⑧ 電動機用冷却ファンの回転状態の異常の有無を点検する。				○			○
b ブレーキ装置	① 異常音、異常振動の有無を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	② 固定ボルトの緩みの有無を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	③ 制動力を装置の停止位置でチェックし、その良否を確認する。	○	○	○	○	○	○	○
c 継手・軸受け	① 継手・軸受けの摩耗、損傷の有無を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	② 継手・軸受けに異常音や異常振動が発生していないか確認のこと。	○	○	○	○	○	○	○
	③ 継手・軸受け部分からの油漏れの有無を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	④ 全体に油漏れが発生していないか確認のこと。	○	○	○	○	○	○	○
	⑤ 継手のボルトに緩み・錆、ゴムリングに摩耗が発生していないか確認のこと。	○	○	○	○	○	○	○
	⑥ チェーンカップリングカバーに油漏れ・割損が発生していないか確認のこと。	○	○	○	○	○	○	○
	⑦ チェーンカップリングのチェーンに変形や摩耗が発生していないか確認のこと。	○	○	○	○	○	○	○
	⑧ チェーンカップリングのスプロケットに摩耗、割ピンに破損、軸およびキーに摩耗や位置ずれが発生していないか確認のこと	○	○	○	○	○	○	○
d 減速装置	① 取付け状態の良否、損傷の有無を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	② 異常音、異常振動の有無を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	③ 油の汚れの有無及び油量の適否を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	④ 減速装置のケーシング接合面、軸受け、オイルシールから油漏れの有無を点検する。	○	○	○	○	○	○	○

点検項目	点検内容	機械式駐車装置の類型						
		1	2	3	4	5	6	7
e 伝達装置	① 取付け状態の良否、損傷の有無を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	② 伝達用ベルトの摩耗、緩み及び損傷の有無を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	③ 伝達用チェーンの劣化、伸び及び芯ずれの有無を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	④ 伝達用歯車の歯面摩耗の有無を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	⑤ 伝達装置の異常音、異常振動の有無を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	⑥ チェーン押さえ（外れ防止装置）の取り付け状態を点検する。	○	○	○	○	○	○	○

5. 昇降搬送装置関係

点検項目	点検内容	機械式駐車装置の類型						
		1	2	3	4	5	6	7
1 昇降搬送装置								
a 昇降搬送装置	① 作動時、異音・異常振動の有無を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	② 昇降搬送装置の停止位置を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
b カウンタウェイト	① 取付け状態の良否、損傷の有無を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	② ガイドシュー、ガイドローラの摩耗、作動を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	③ 緊結、接合ボルトの緩みの有無を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	④ ウェイトレールの変形、摩耗の有無及び潤滑の良否を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
c チェーン	① 潤滑の状態を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	② チェーンの伸びを点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	③ チェーン各部の摩耗、損傷を点検する。					○	○	
	④ テークアップ装置の状態を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	⑤ チェーン押さえ（外れ防止装置）の取り付け状態を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	⑥ チェーン端末とその取付金具接続部の錆、亀裂を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
d ワイヤロープ	① ワイヤロープ端部のグリップ止め、バビット詰めなどに欠損、錆の有無を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	② ワイヤロープの表面の乾燥状態を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	③ 取付け状態の良否、並びにさび、磨耗、破断及び劣化の有無を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
e スプロケット、シーブ及びドラム	① スプロケット、シーブ、ドラムの取付け状態、回転状態、給油状態の良否を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	② スプロケット、シーブ、ドラムの摩耗状態を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	③ シーブ、ロープ溝の摩耗の有無及び取付け状態の良否を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
f ワイヤロープの外れ止め装置	① ワイヤロープの外れ止め装置の機能を確認する。	○	○	○	○	○	○	○

6. 循環装置関係

点検項目	点検内容	機械式駐車装置の類型						
		1	2	3	4	5	6	7
1 循環装置								
a 循環装置	① 取付け状態の良否、損傷の有無を点検する。					○	○	
	② ガイドローラの摩耗、作動を点検する。					○	○	
	③ ガイドレールの変形、摩耗、傷を点検する。					○	○	
	④ 従動部ガイドレール取付け部の亀裂や変形の有無を点検する。					○	○	
	⑤ ギヤの損傷、緩み、潤滑状態、摩耗状態を点検する。					○	○	
b チェーン	① 潤滑の状態を点検する。					○	○	
	② チェーンの伸びを点検する。					○	○	
	③ チェーン各部の摩耗、損傷を点検する。					○	○	
	④ テークアップ装置の状態を点検する。					○	○	
	⑤ チェーン押さえ（外れ防止装置）の取り付け状態を点検する。					○	○	
	⑥ チェーン端末とその取付金具接続部の錆、亀裂を点検する。					○	○	
c スプロケット	① スプロケットの摩耗状態、取付け状態、回転状態、給油状態を点検する。					○	○	

7. 水平搬送装置関係

点検項目	点検内容	機械式駐車装置の類型						
		1	2	3	4	5	6	7
1 水平搬送装置								
a 水平搬送装置	① 取付け状態の良否、損傷の有無を点検する。					○		
	② 作動状態、異常音、異常振動の有無を点検する。					○		
	③ ガイドローラの作動と摩耗状態を点検する。					○		
	④ ギヤ式は、ギヤの損傷、緩み、潤滑状態、摩耗状態を点検する。					○		
	⑤ 駆動輪式は、駆動輪の摩耗状態、各軸受部の潤滑状態を点検する。					○		
b チェーン	① 潤滑の状態を点検する。					○		
	② チェーンの伸びを点検する。					○		
	③ チェーン各部の摩耗、損傷を点検する。					○		
	④ テークアップ装置の状態を点検する。					○		
	⑤ チェーン押さえ（外れ防止装置）の取り付け状態を点検する。					○		
	⑥ チェーン端末とその取付金具接続部の錆、亀裂を点検する。					○		
c スプロケット	① スプロケットの摩耗状態、取付け状態、回転状態、給油状態を点検する。					○		

8. 搬送台車関係

点検項目	点検内容	機械式駐車装置の類型						
		1	2	3	4	5	6	7
1 搬送台車								
a 搬送台車	① 取付け状態の良否、損傷の有無を点検する。				○	○	○	○
	② 作動状態、異常音、異常振動の有無を点検する。				○	○	○	○
	③ ガイドローラの作動と摩耗状態を点検する。				○	○	○	○
	④ ギヤ式は、ギヤの損傷、緩み、潤滑状態、摩耗状態を点検する。				○	○	○	○
	⑤ 駆動輪式は、駆動輪の摩耗状態、各軸受部の潤滑状態を点検する。				○	○	○	○
b チェーン	① 潤滑の状態を点検する。				○	○	○	○
	② チェーンの伸びを点検する。				○	○	○	○
	③ チェーン各部の摩耗、損傷を点検する。				○	○	○	○
	④ テークアップ装置の状態を点検する。				○	○	○	○
	⑤ チェーン押さえ（外れ防止装置）の取り付け状態を点検する。				○	○	○	○
	⑥ チェーン端末とその取付金具接続部の錆、亀裂を点検する。				○	○	○	○
c スプロケット	① スプロケットの摩耗状態、取付け状態、回転状態、給油状態を点検する。				○	○	○	○

9. 旋回装置関係

点検項目	点検内容	機械式駐車装置の類型						
		1	2	3	4	5	6	7
1 旋回装置								
a 旋回装置	① 取付け状態の良否、損傷の有無を点検する。				○	○	○	○
	② 作動状態、異常音、異常振動の有無を点検する。				○	○	○	○
	③ ガイドローラの作動と摩耗状態を点検する。				○	○	○	○
	④ ギヤ式は、ギヤの損傷、緩み、潤滑状態、摩耗状態を点検する。				○	○	○	○
	⑤ 駆動輪式は、駆動輪の摩耗状態、各軸受部の潤滑状態を点検する。				○	○	○	○
b チェーン	① 潤滑の状態を点検する。				○	○	○	○
	② チェーンの伸びを点検する。				○	○	○	○
	③ チェーン各部の摩耗、損傷を点検する。				○	○	○	○
	④ テークアップ装置の状態を点検する。				○	○	○	○
	⑤ チェーン押さえ（外れ防止装置）の取り付け状態を点検する。				○	○	○	○
	⑥ チェーン端末とその取付金具接続部の錆、亀裂を点検する。				○	○	○	○
c スプロケット	① スプロケットの摩耗状態、取付け状態、回転状態、給油状態を点検する。				○	○	○	○

10. 横行・縦行・旋回装置関係

点検項目	点検内容	機械式駐車装置の類型						
		1	2	3	4	5	6	7
1 横行・縦行・旋回装置								
a 横行・縦行・旋回装置	① 取付け状態の良否、損傷の有無を点検する。	○	○	○				
	② 作動状態、異常音、異常振動の有無を点検する。	○	○	○				
	③ ガイドローラの作動と摩耗状態を点検する。	○	○	○				
	④ ギヤの損傷、緩み、潤滑状態、摩耗状態を点検する。	○	○	○				
	⑤ 駆動輪・従動輪の摩耗状態、各軸受部の潤滑状態を点検する。	○	○	○				
b チェーン	① 潤滑の状態を点検する。	○	○	○				
	② チェーンの伸びを点検する。	○	○	○				
	③ チェーン各部の摩耗、損傷を点検する。	○	○	○				
	④ テークアップ装置の状態を点検する。	○	○	○				
	⑤ チェーン押さえ（外れ防止装置）の取り付け状態を点検する。				○	○	○	○
	⑥ チェーン端末とその取付金具接続部の錆、亀裂を点検する。	○	○	○				
c スプロケット	① スプロケットの摩耗状態、取付け状態、回転状態、給油状態を点検する。	○	○	○				

11. 搬器関係

点検項目	点検内容	機械式駐車装置の類型						
		1	2	3	4	5	6	7
1 搬器		○	○	○	○	○	○	○
1 搬器	① 変形、亀裂、及び錆・破損の有無を点検する。							
	② 固定ボルトの緩みを点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	③ 昇降案内機構の取付け部の異常、変形及び摩耗の有無がないか点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	④ 支持金物の作動が正常か、ガイドレールに変形、割れ、摩耗、傾きの有無を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	⑤ 運転状態が正常か点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	⑥ 作動に必要な各部隙間を確認する。	○	○	○	○	○	○	○
	⑦ 出入口部床との隙間と段差を確認する。	○	○	○	○	○	○	○
	⑧ 自動車のタイヤ止めに錆、劣化の有無を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	⑨ ハンガーパイプ、及び取付け部に亀裂の有無を点検する。						○	
	⑩ ガイドローラに、変形・割れ・摩耗・傾きの有無を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	⑪ 搬器に取り付けている付属品の作動状態を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	⑫ すべり軸受け又は転がり軸受け及びガイドレールへの給油を実施する。	○	○	○	○	○	○	○

1 2. 可動床装置関係

点検項目	点検内容	機械式駐車装置の類型						
		1	2	3	4	5	6	7
1 可動床装置								
a 可動床装置	① 取付け状態の良否、損傷の有無を点検する。			○	○	○	○	○
	② 作動状態、異常音、異常振動の有無を点検する。			○	○	○	○	○
	③ ガイドローラの作動と摩耗状態を点検する。			○	○	○	○	○
	④ ギヤの損傷、緩み、潤滑状態、摩耗状態を点検する。			○	○	○	○	○
	⑤ 駆動輪・従動輪の摩耗状態、各軸受部の潤滑状態を点検する。			○	○	○	○	○
b チェーン	① 潤滑の状態を点検する。			○	○	○	○	○
	② チェーンの伸びを点検する。			○	○	○	○	○
	③ チェーン各部の摩耗、損傷を点検する。			○	○	○	○	○
	④ テークアップ装置の状態を点検する。			○	○	○	○	○
	⑤ チェーン押さえ（外れ防止装置）の取り付け状態を点検する。			○	○	○	○	○
	⑥ チェーン端末とその取付金具接続部の錆、亀裂を点検する。			○	○	○	○	○
c ワイヤロープ	① ワイヤロープ端部のグリップ止め、バビット詰めなどに欠損、錆の有無を点検する。			○	○	○	○	○
	② 取付け状態の良否、並びにさび、磨耗、破断及び劣化の有無を点検する。			○	○	○	○	○
	③ ワイヤロープの表面の乾燥状態を点検する。			○	○	○	○	○
d スプロケット、シーブ及びドラム	① スプロケット、シーブ、ドラムの取付け状態、回転状態、給油状態の良否を点検する。			○	○	○	○	○
	② スプロケット、シーブ、ドラムの摩耗状態を点検する。			○	○	○	○	○
	③ シーブ、ロープ溝の摩耗の有無及び取付け状態の良否を点検する。			○	○	○	○	○
e ワイヤロープの外れ止め装置	① ワイヤロープの外れ止め装置の機能を確認する。			○	○	○	○	○

1 3. 扉関係

点検項目	点検内容	機械式駐車装置の類型						
		1	2	3	4	5	6	7
1 扉								
a 扉	① 扉に変形、亀裂、及び錆・破損の有無を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	② 作動状態、異常音、異常振動の有無を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	③ 取付け状態の良否、損傷の有無を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	④ ガイドローラの作動と摩耗状態を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	⑤ スプロケット、シーブ、ドラムの取付け状態、回転状態、給油状態の良否を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	⑥ 火災発生時の自閉装置が作動するか点検する。	○	○	○	○	○	○	○

点検項目	点検内容	機械式駐車装置の類型						
		1	2	3	4	5	6	7
b チェーン	① 潤滑の状態を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	② チェーンの伸びを点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	③ チェーン各部の摩耗、損傷を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	④ テークアップ装置の状態を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	⑤ チェーン押さえ（外れ防止装置）の取り付け状態を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	⑥ チェーン端末とその取付金具接続部の錆、亀裂を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
c ワイヤロープ	① ワイヤロープ端部のグリップ止め、バビット詰めなどに欠損、錆の有無を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	② 取付け状態の良否、並びにさび、磨耗、破断及び劣化の有無を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
d スプロケット、シーブ及びドラム	① スプロケット、シーブ、ドラムの取付け状態、回転状態、給油状態の良否を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	② スプロケット、シーブ、ドラムの摩耗状態を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	③ シーブ、ロープ溝の摩耗の有無及び取付け状態の良否を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
e ワイヤロープの外れ止め装置	① ワイヤロープの外れ止め装置の機能を確認する。	○	○	○	○	○	○	○

1 4. 油圧装置関係

点検項目	点検内容	機械式駐車装置の類型						
		1	2	3	4	5	6	7
1 油圧装置								
a 油圧パワーユニット	① ポンプの油漏れ及び異常音、異常振動の有無を点検する。	○	○	○	○	○		
	② 油タンクの油量の適否及び油漏れの有無を点検する。	○	○	○	○	○		
	③ 油タンク内油の汚れの有無を点検する。	○	○	○	○	○		
	④ 油タンクの取り付け状態の良否を点検する。	○	○	○	○	○		
	⑤ 安全弁の作動の良否を点検する。	○	○	○	○	○		
	⑥ 逆止弁の作動の良否を点検する。	○	○	○	○	○		
b 停止装置	① 電源遮断されたとき、搬送装置が自動的に作動を停止するための機器（逆止弁）が機能を維持しているか確認のこと。	○	○	○	○	○		
c 油圧シリンダ	① 油漏れ及び異常音、異常振動の有無を点検する。	○	○	○	○	○		
d 圧力配管及び 高压ゴムホース	① 油漏れの有無及び継手部の接続の良否を点検する。	○	○	○	○	○		
	② 圧力配管の固定状態を点検する。	○	○	○	○	○		
e 自然降下保護装置	① 作動状態を点検する。	○	○	○	○	○		

15. 方向転換装置関係

点検項目	点検内容	機械式駐車装置の類型						
		1	2	3	4	5	6	7
1 方向転換装置	① 変形、亀裂及び破損の有無を点検する。	/						
	② 固定ボルトの緩みの有無を点検する。							
	③ 作動の状態を点検する。							
	④ 取付け状態の良否、損傷の有無を点検する。							
	⑤ 異常音、異常振動の有無を点検する。							
	⑥ 駆動輪・従動輪・レールの異常摩耗の有無を点検する。							
	⑦ 操作盤の取付け状態の良否、損傷の有無を点検する。							
	⑧ 配管及び配線の取付け状態の良否、損傷の有無を点検する。							

16. 遠隔監視関係

点検項目	点検内容	機械式駐車装置の類型						
		1	2	3	4	5	6	7
1 遠隔監視	① 作動の良否を点検する。	○	○	○	○	○	○	○

17. 群管理運転装置関係

点検項目	点検内容	機械式駐車装置の類型						
		1	2	3	4	5	6	7
1 群管理運転装置	① 作動の良否を点検する。				○	○	○	○

18. その他

点検項目	点検内容	機械式駐車装置の類型						
		1	2	3	4	5	6	7
1 駐車装置の構造部	構造体は次の通り確認を行う							
	a 共通事項							
	① アンカーボルト、ベースプレートの錆の有無を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	② 部材に、変形・亀裂及び破損が発生していないか点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	③ 接合部の緩みの有無を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
	④ 防振装置（防振ゴム）の損傷の有無を点検する。	○	○	○	○	○	○	○
2 自動確認運転調整	① 自動にて確認運転を行う	○	○	○	○	○	○	○

【 点 検 周 期 の 目 安 】 (案)

地上二段式・ピット二段（三段）昇降式・昇降縦行（昇降横行）式

☆【点検周期の目安】の記載内容は、対象とする機械式駐車設備の機械的特性、設置環境、稼働率等により異なるので、実態に応じて定めること。

☆毎回とは、対象とする機械式駐車設備の機械的特性、設置環境、稼働率等により異なり、実態に応じて毎月か隔月のどちらかに定めること。

項 目		周期の目安				注 記
		年一回	年二回	年四回	毎回	
安全装置関係						
安全装置	起動及び起動制御				○	
	非常停止				○	
	検知装置及びインタロック				○	乗降領域
	自動車の停止位置規制			○		
	機械式駐車装置及び自動車の保護装置			○		
	視覚シグナル及び聴覚シグナル				○	
	検知装置及び検知装置のインタロック			○		駐車・搬送領域
	降下制限装置				○	
乗降領域関係						
乗降領域	乗降領域				○	
	制限事項及び注意銘板				○	
	囲い	○				
制御・操作盤関係						
制御盤	受電盤、制御盤		○			
	操作盤				○	
	機器の絶縁		○			絶縁抵抗は年2回
	配線及び配管	○				

項 目		周期の目安				注 記
		年一回	年二回	年四回	毎回	
駆動装置関係						
電動装置	電動機				○	
	ブレーキ装置				○	
	継手・軸受け			○		
	減速装置				○	
	伝達装置				○	
昇降搬送装置関係						
昇降搬送装置	昇降搬送装置				○	
	カウンタウエイト		○			
	チェーン			○		屋内
					○	屋外
	ワイヤロープ			○		屋内
					○	屋外
	スプロケット、シーブ及びドラム			○		屋内
				○	屋外	
ワイヤロープの外れ止め装置			○			
横行・縦行・旋回装置関係						
横行・縦行・旋回装置	横行・縦行・旋回装置			○		屋内
					○	屋外
	チェーン			○		屋内
					○	屋外
	スプロケット			○		屋内
				○	屋外	
搬器関係						
搬器	搬器			○		

項 目		周期の目安				注 記
		年一回	年二回	年四回	毎回	
可動床装置関係						
可動床装置	可動床装置				○	
	チェーン			○		
	ワイヤロープ			○		
	スプロケット、シーブ及びドラム			○		
	ワイヤロープの外れ止め装置			○		
扉関係						
扉	扉				○	
	チェーン			○		屋内
					○	屋外
	ワイヤロープ			○		屋内
					○	屋外
	スプロケット、シーブ及びドラム			○		屋内
					○	屋外
ワイヤロープの外れ止め装置			○		屋内	
				○	屋外	
油圧装置関係						
油圧装置	油圧パワーユニット				○	
	停止装置				○	
	油圧シリンダ			○		屋内
					○	屋外
	圧力配管及び高圧ゴムホース			○		屋内
					○	屋外
自然降下保護装置				○		
方向転換装置関係						
方向転換装置	方向転換装置				○	

項目		周期の目安				注記
		年一回	年二回	年四回	毎回	
遠隔監視関係						
遠隔監視	遠隔監視		○			
その他						
駐車装置の構造部	共通事項				○	
自動確認運転調整	運転確認調整				○	

【 点 検 周 期 の 目 安 】

エレベータ方式・平面往復方式・水平循環方式・多層循環方式・垂直循環方式・及びそれらに類するバース式

☆【点検周期の目安】の記載内容は、対象とする機械式駐車設備の機械的特性、設置環境、稼働率等により異なるので、実態に応じて定めること。

項 目		周期の目安				注 記
		年一回	年二回	年四回	毎月	
安全装置関係						
安全装置	起動及び起動制御				○	
	非常停止				○	
	検知装置及びインタロック				○	乗降領域
	自動車の停止位置規制			○		
	機械式駐車装置及び自動車の保護装置			○		
	視覚シグナル及び聴覚シグナル				○	
	検知装置及び検知装置のインタロック			○		駐車・搬送領域
	降下制限装置				○	
乗降領域関係						
乗降領域	乗降領域				○	
	制限事項及び注意銘板				○	
	困い	○				
制御・操作盤関係						
制御盤	受電盤、制御盤		○			
	操作盤				○	
	機器の絶縁		○			絶縁抵抗は年2回
	配線及び配管	○				

項 目		周期の目安				注 記
		年一回	年二回	年四回	毎月	
駆動装置関係						
電動装置	電動機				○	
	ブレーキ装置				○	
	継手・軸受け			○		
	減速装置				○	
	伝達装置				○	
昇降搬送装置関係						
昇降搬送装置	昇降搬送装置				○	
	カウンタウエイト		○			
	チェーン			○		屋内
					○	屋外
	ワイヤロープ			○		屋内
					○	屋外
	スプロケット、シーブ及びドラム			○		屋内
				○	屋外	
ワイヤロープの外れ止め装置			○			
循環装置関係						
循環装置	循環装置				○	
	チェーン			○		
	スプロケット			○		
水平搬送装置関係						
水平搬送装置	水平搬送装置				○	
	チェーン			○		
	スプロケット			○		

項 目		周期の目安				注 記
		年一回	年二回	年四回	毎月	
搬送台車関係						
搬送台車	搬送台車				○	
	チェーン			○		
	スプロケット			○		
旋回装置関係						
旋回装置	旋回装置				○	
	チェーン			○		
	スプロケット			○		
搬器関係						
搬器	搬器			○		
可動床装置関係						
可動床装置	可動床装置				○	
	チェーン			○		
	ワイヤロープ			○		
	スプロケット、シーブ及びドラム			○		
	ワイヤロープの外れ止め装置			○		
扉関係						
扉	扉				○	
	チェーン			○		屋内
					○	屋外
	ワイヤロープ			○		屋内
					○	屋外
	スプロケット、シーブ及びドラム			○		屋内
					○	屋外
	ワイヤロープの外れ止め装置			○		屋内
				○	屋外	

項 目		周期の目安				注 記
		年一回	年二回	年四回	毎月	
油圧装置関係						
油圧装置	油圧パワーユニット				○	
	停止装置				○	
	油圧シリンダ			○		屋内
					○	屋外
	圧力配管及び高圧ゴムホース			○		屋内
				○	屋外	
	自然降下保護装置				○	
方向転換装置関係						
方向転換装置	方向転換装置				○	
遠隔監視関係						
遠隔監視	遠隔監視		○			
群管理運転装置関係						
群管理運転装置	群管理運転装置				○	
その他						
駐車装置の構造部	共通事項				○	
自動確認運転調整	運転確認調整				○	